たのしいでんきコース別説明書

ウルトラ Biz プラン

北海道 東北 東京 中部 北陸 関西 中国 九州







(旧プラン名 北海道・東北・東京・中部・北陸・九州:従量電灯C5 関西・中国:従量電灯B5)

2017年9月1日実施 2020年11月9日改正

HTB エナジー 株式会社

目次

目次

1	契約種別	3
	ウルトラ Biz 北海道	
3	ウルトラ Biz 東北	5
4	ウルトラ Biz 東京	7
5	ウルトラ Biz 中部	9
6	ウルトラ Biz 北陸	11
7	ウルトラ Biz 関西	12
8	ウルトラ Biz 中国	14
9	ウルトラ Biz 九州	16

たのしいでんきコース別説明書 ウルトラ Biz プラン(以下,「本プラン」といいます。)は,当社のたのしいでんき約款(以下,「たのしいでんき約款」といいます。)に基づき,電灯または小型機器をご使用の法人もしくは個人事業主のお客さまへ電気を供給するときの料金,その他の条件を定めたものです。

1. 実施期日と適用条件

実施期日と適用条件本説明書は、2017年9月1日より実施し、お客様により本プランへのお申し込みがなされ、その後当社が承諾し契約に至った場合に適用されます。

2.料金表

本説明書における、電気料金については次の「たのしいでんき料金表」において、定めます。

たのしいでんき料金表

本約款における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、当社が定めます。

1 契約種別

契約種別は,次のとおりといたします。

需要区分	契 約 種 別	
	ウルトラ Biz 北海道	従量電灯 C
	ウルトラ Biz 東北	従量電灯 C
	ウルトラ Biz 東京	従量電灯 C
電	ウルトラ Biz 中部	従量電灯 C
灯 需	ウルトラ Biz 北陸	従量電灯 C
要	ウルトラ Biz 関西	従量電灯 B
	ウルトラ Biz 中国	従量電灯 B
	ウルトラ Biz 四国	従量電灯 B
	ウルトラ Biz 九州	従量電灯 C

2 ウルトラ Biz 北海道

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 C

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、北海道電力ネットワーク株式会社管内であること。
- (II) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (八) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

口 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(D) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお, 当社は, 契約主開閉器が制限できる電流を, 必要に応じて確認いたします。

木 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)ロ(ハ)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)コによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)ロ(ハ)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)ロ(ハ)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)コによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	323 円 95 銭
---------------------	------------

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22円78銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワットにつき	28円77銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	32円30銭

3 ウルトラ Biz 東北

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 C

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、東北電力ネットワーク株式会社管内であること。
- (ロ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(八) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

□ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(D) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といた

します。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表 2 (燃料費調整) (1)イによって 算定された平均燃料価格が別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものと し、「たのしいでんき約款」別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 「たのしいでんき約款」別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を上回る場合は、「たのしいでんき約 款」別表 2 (燃料費調整) (1)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17円66銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	24円07銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	27円83銭

4 ウルトラ Biz 東京

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 C

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、東京電力パワーグリッド株式会社管内であること。
- (II) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

口 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(4) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(D) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

木 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)ロ(川)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)コによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)ロ(川)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)ロ(川)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)コによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	271 円 70 銭
---------------------	------------

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18円80銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	25円08銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28円96銭

5 ウルトラ Biz 中部

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 C

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、中部電力パワーグリッド株式会社管内であること。
- (ロ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (八) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

□ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は,交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし,周波数は,標準周波数 60 ヘルツまたは 50 ヘルツといたします。ただし,供給電気方式および供給電圧については,技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には,交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(4) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(I) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

木 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)ロ(川)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)コによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)ロ(川)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)ロ(川)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)コによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	271 円 70 銭
---------------------	------------

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20円01銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	24円27銭

6 ウルトラ Biz 北陸

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 C

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、北陸電力送配電株式会社管内であること。
- (ロ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (川) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(川)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

口 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(4) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント

次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(I) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお, 当社は, 契約主開閉器が制限できる電流を, 必要に応じて確認いたします。

木 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)ロ(川)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)コによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)ロ(川)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)ロ(川)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)コによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	229 円 90 銭
---------------------	------------

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16円92銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	20円60銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	22 円 24 銭

7 ウルトラ Biz 関西

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ 適用範囲

(イ) 供給地が、関西電力送配電株式会社管内であること。

- (II) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (八) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

□ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(II) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

木 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)ロ(川)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)コによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)ロ(川)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)ロ(川)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)コによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	198円00銭
---------------------	---------

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	15円95銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	18円94銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	19円35銭

8 ウルトラ Biz 中国

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) 従量電灯 B

イ 適用範囲

- (イ) 供給地が、中国電力ネットワーク株式会社管内であること。
- (D) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (八) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(八)の契約容量

と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合,当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

□ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(4) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(D) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお, 当社は, 契約主開閉器が制限できる電流を, 必要に応じて確認いたします。

木 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2 (燃料費調整) (1)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表 2 (燃料費調整) (1)ロ(ハ)を上回る場合は、

「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	386 円 65 銭

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17円13銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	22円91銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24円70銭

9 ウルトラ Biz 九州

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(2) 従量電灯 C

イ 適用範囲。

- (イ) 供給地が、九州電力送配電株式会社管内であること。
- (II) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (ハ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)(ロ)に該当し、かつ、(ハ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

□ 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

八 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は(契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(D) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお, 当社は, 契約主開閉器が制限できる電流を, 必要に応じて確認いたします。

木 料金

料金は、基本料金、電力量料金および「たのしいでんき約款」別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)ロ(川)を下回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)コによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)ロ(川)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)ロ(川)を上回る場合は、「たのしいでんき約款」別表 2(燃料費調整)(1)コによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(1) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	16円58銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワットにつき	21円90銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	24 円 75 銭

1. 本説明書の変更および廃止

- (1) 当社は、本説明書を変更する場合には、たのしいでんき約款 2(約款の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本説明書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本説明書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、たのしいでんき約款2(約款の変更)に準じます。
- (4) 本説明書廃止に伴う、各種賠償等には応じないものとします。